



1

(法安13)

令和2年4月22日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 平川 俊夫
(公印省略)

医師法施行規則第3条の3に基づく届け出について

「医師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第79号。以下「改正省令」という。）については、令和元年12月13日付けで公布され、同年12月14日から施行されているところです（令和2年1月6日付日医発第982号（法安170、地371）にてご連絡済み）。

本件は、いわゆる成年被後見人法において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定に改正されたことに伴い、今般、医師免許に係る届出規定を改正省令において整備し、当該医師が精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった際の届出様式（第3条の3関連）につき、別添のとおり定めた旨、本会に対して通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下医師会、及び関係医療機関への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年3月30日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

医師法施行規則第3条の3に基づく届け出について

「医師法施行規則等の一部を改正する省令」(令和元年厚生労働省令第79号。以下「改正省令」という。)については、令和元年12月13日付けで公布され、同年12月14日から施行されているところです。

当該改正を踏まえ、精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった際の届出様式(第3条の3関連)を別添のとおり定めましたので、貴会におかれましては、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

<届出にあたっての留意事項>

I 届出に必要な書類について

- (1) 届出書
- (2) 次の内容を含む医師の診断書(任意様式)
 - イ 病名
 - ロ 障害の程度
 - ハ 病因
 - ニ 病後の経過
 - ホ 治癒の見込み
 - ヘ その他参考となる所見(あれば記入すること)

II 届出書の書き方について

- (1) 該当する不動文字を○で囲み、数字は右側につめて記入して下さい。
- (2) 外国籍の方は本籍欄に国籍を記入して下さい。
- (3) 登録者の氏名は免許証に記載されている文字を用いて記入して下さい。
- (4) 生年月日について、日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入して下さい。
- (5) 届出年月日については、下線の左側に必ず元号を記入して下さい。
- (6) 住所、氏名及び続柄欄については、届出者の住所、氏名及び続柄(法定代理人の場合はその旨)を記入して下さい。

Ⅲ 届出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局医事課試験免許室 免許登録係

<参考：医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）>

第3条の3 医師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該医師が精神の機能の障害を有する状態となり医師の業務の継続が著しく困難となったときは、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

【照会先】
厚生労働省医政局医事課試験免許室 免許登録係
TEL：03-5253-1111（内線2576）

I 届出に必要な書類について

- (1) 届出書
- (2) 次の内容を含む医師の診断書（任意様式）
 - イ 病名
 - ロ 障害の程度
 - ハ 病因
 - ニ 病後の経過
 - ホ 治癒の見込み
 - ヘ その他参考となる所見（あれば記入すること）

II 届出書の書き方について

- (1) 該当する**不動文字**を○で囲み、数字は右側につめて記入して下さい。
- (2) 外国籍の方は本籍欄に国籍を記入して下さい。
- (3) 登録者の氏名は免許証に記載されている文字を用いて記入して下さい。
- (4) 生年月日について、日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入して下さい。
- (5) 届出年月日については、下線の左側に必ず元号を記入して下さい。
- (6) 住所、氏名及び続柄欄については、届出者の住所、氏名及び続柄（法定代理人の場合はその旨）を記入して下さい。